

くらしの安心情報

情報ファイル NO.178

平成 29 年 5 月 10 日

“民事訴訟管理センター”から「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたハガキが届いた。身に覚えがなく、不審だ。対処法は？

相談内容

【相談者 50代 男性】

“民事訴訟管理センター”から、「未納の総合消費料金について、契約会社等から訴状が提出された。連絡なき場合には、給与や不動産の差し押さえを強制執行する。裁判取り下げ最終期日は5月X日。必ず本人から連絡するように」と、身に覚えのない内容のハガキが届きました。「民事訴訟」と書いてあり不安です。どうすればよいでしょうか...

対処方法

これは、“振込め詐欺”の一つである「架空請求」の手口です。約 10 年前にも全国的に多発した、架空請求のハガキに関する相談が再び寄せられています。

何らかの名簿を入手した悪質業者が、ハガキや電子メールなどで、手当たり次第に根拠のない請求を送ったものと思われます。「訴訟」、「強制執行」などの脅し文句や、あたかも公的機関のような名称をかたり架空請求ハガキを送りつけます。

- ・ 相談者には、「身に覚えがなければ放置し、自分から絶対に連絡しないこと。電話番号などの個人情報を知らせないこと」を助言しました。
- ・ 証拠となるハガキや電子メールなどは、保存しておきましょう。
- ・ 裁判関係のことがハガキで送られてくることはありません。
- ・ 不審なハガキや封書、電子メールが届いたら、一人で悩まないで、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)
- ・ また、万一支払ってしまったり、根拠のない悪質な取立てにあった場合は、警察に相談してください。

身に覚えがなければ無視！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890